



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F
TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階
TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2024 年 2 月 29 日(木)

相続時精算課税贈与者が 贈与した年に死亡した場合

相続時精算課税制度とは

相続時精算課税制度は、受贈者の選択により、60 歳以上の父母、祖父母などの直系尊属から 18 歳以上の直系卑属である推定相続人又は孫が贈与を受けたとき、課税価格から 2500 万円の特別控除後の残額に 20% の税率を乗じた額を課税し、贈与者が死亡したときは、相続税額を計算する過程で先に課税された贈与税相当額を相続税額から控除して精算するものです。

相続税の申告書において相続時精算課税贈与を受けた財産の価額を相続税の課税価格に加算します。相続税には基礎控除(3000 万円と法定相続人 1 人当たり 600 万円)があるので、贈与税額が相続税額を超えるときは、先に申告納付した贈与税の還付を受けることができます。また相続時精算課税制度は贈与者ごとに、父母の双方からそれぞれ贈与を受けることもできます。

贈与者が死亡した年の贈与は相続税で申告

相続時精算課税の適用を初めて受ける者は、贈与を受けた年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日までに、相続時精算課税選択届出書を贈与税の申告書と一緒に提出します。

相続時精算課税の適用を初めて受ける年に贈与者が死亡したときは、相続時精算課税選択届出書を贈与を受けた年の翌年 3 月

15 日(贈与税の申告期限)又は相続開始の日の翌日から 10 か月を経過する日(相続税の申告期限)のいずれか早い日までに相続税の納税地の税務署長に提出します。

このとき贈与税の申告書の提出は要さず、相続税の申告書を提出します。

令和 6 年施行の改正内容

令和 5 年度税制改正により、令和 6 年 1 月 1 日以後の相続時精算課税贈与には、110 万円の基礎控除が創設されました。110 万円以下の贈与の場合は、贈与税の申告は不要となりますが、相続時精算課税選択届出書の提出は必要です。

また相続時精算課税贈与を受けた土地・建物が相続税の申告期限までの間に、令和 6 年 1 月 1 日以後に災害により一定の被害を受けた場合は、相続税の課税価格に加算する額の計算の際、被災価額(保険金等で補てんされた金額を差引き後)を贈与時の価額から控除できます。

届出書の提出もれは暦年課税で思わぬ負担

相続時精算課税の適用を受けようとするとき、相続時精算課税選択届出書の提出をうっかり忘れて暦年課税が適用され、思わぬ税負担が生じますので注意しましょう。



相続時精算課税選択届出書の提出時期は、要チェック!